



2025年6月26日

各 位

会社名 南海プライウッド株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山 徹
(コード：7887、東証スタンダード市場)
問合せ先 管理部門担当執行役員 松下 直樹
(TEL. 087-825-3615)

当社取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対する
譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 1,800株
(3) 処分価額	1株につき5,970円
(4) 処分価額の総額	10,746,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※）4名 800株 当社の執行役員5名 1,000株 ※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である当社の取締役及び執行役員が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）に対して当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するとともに、本日開催の第72回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年3千株以内とすることとしています。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の取締役4名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社に対する金銭報酬債権合計4,776,000円を、また、所定の要件を満たす当社の執行役員5名に対し、当社に対する金銭報酬債権合計5,970,000円を、それぞれ付

与しました。その上で、当社は、これらの金銭報酬債権の合計10,746,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金5,970円）、当社の普通株式合計1,800株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、当社の執行役員との間でも、概ね同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、2025年7月25日（払込期日）から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2025年7月25日（払込期日）から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して本地位にあることを条件として譲渡制限期間の満了時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、2025年7月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,970円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上